

おきなわ環境ネット

———沖縄環境ネットワーク 通信———
第2号

目次

「通信」第2号をお届けします！。

宇井純

沖縄環境ネットワークニュース

・講演会「雨水利用は沖縄を救う」(村瀬誠氏)の開催日時の変更について。

6月14日(土)午後2時から4時 沖縄大学1号館501教室にて

・砂川かおり、26万円を手にアメリカへ発つ。

・日本環境会議沖縄大会報告書、7月初旬刊行めどつく。

・「海・山・川を守る九州住民運動合同合宿」について

活動レポート・第2回

—大里の自然と環境を守る会—

新聞記事より

催し物案内

編集後記

「通信」第2号をお届けします！。

宇井 純(沖縄大学教員)

時のたつのは早いもので、昨年4月、日本環境会議沖縄大会の開催を決定し、実行委員会を結成してからもう1年余りが経過しました。実行委員各位の協力を得て、沖縄大会は成功しましたが、1回限りの成功にとどめず今後も引き続き活動するように、との大会宣言の提案をうけて「沖縄環境ネットワーク」が準備され、1997年4月に発足いたしました。

「通信」は、目下年4回の発行を予定しておりますが、発足早々、ごらんのように多くの課題と話題を抱えて、この環境ネットワー

クに対する反響と期待が大きく、緊急にお知らせしたり、ご意見伺いしたりすることも多く、4月に引き続き6月に第2号を出す運びになりました。

この場を借りてお願いがあります。皆様のお近くで環境問題に熱心に取り組んでおられる方々に、環境ネットワークへの参加を呼びかけてはいただけないでしょうか。現在の会員は約100名なのですが、これを経済面でほぼ自立できる300名にまで増やしたいのです。このネットワークの「持続的発展」のため、皆様の力をお貸し願えれば幸いです。

1、講演会『雨水利用は沖縄を救う』の開催日時変更について

日時 6月14日(土) 午後2時～4時

場所 沖縄大学1号館501号室

講師は村瀬誠さん(墨田区環境対策課主査、国際雨水資源化学会・都市問題担当理事)で、『都市の水循環』『都市のゴミ循環』『循環都市への試み』(以上、NHKブックス)は

ベストセラー。他に『村瀬誠の自治体職員世直し志士論』『やってみよう雨水利用』『環境シグナル』など多数あり。東京下町生まれの江戸っ子。この夏(8月8・9・10日)沖縄市で開催する全国大会「'97 雨水フェア in 沖縄」の仕掛人。この講演会は、「'97 雨水フェア in 沖縄」のプレ企画の位置づけでもあるが、宣伝不足の現状。

2、「日本環境会議沖縄大会報告書」7月初旬刊行の目途つく

これまで五里霧中を突進?してきた報告書づくりに、ようやくゴールが見えてきました。充実した内容です。印刷部数が限られていますが、ぜひ沖縄県内の方々に読んでいただきたいと思います。予約注文可。FAX098

—854—2962(沖大宇井研究室)にて受付します。A4サイズ、320ページ。装丁は金城美智子さん。1部1000円(送料は別)

海上基地問題を訴え

国連環境特別総会



国連環境特別総会に出席して米中で沖縄の環境問題を訴えることになっている砂川かおりさん

沖縄環境ネットワーク

砂川さん(大院)派遣

来月23日 米国のNGOと交流

昨年一月に開かれた日本環境会議沖縄大会を受けて四月に結成された「沖縄環境ネットワーク」が六月二十三日から五日間、米国ニューヨークで開催される国連環境特別総会に合わせネットワークのメンバーで琉球大学(政経科)の砂川かおりさん(大院)が派遣される。五年前の地球サミットと採択された行動計画「アジェンダ21」の実施状況の点検を目的に開かれる同総会では、世界から環境NGOが集まって周辺でさまざまなワークショップ(会議)を開き、各国政府に働きかける。

砂川さんは、海の環境汚染防止と軍事活動の環境への影響について、ほかのNGOと協力してワークショップを開く方針。待望の海上基地建設問題を訴えるつもりだ。同じような問題を抱えているところとリンクして活動をする。その影響について、ほかのNGOと協力してワークショップを開く方針。待望の海上基地建設問題を訴えるつもりだ。同じような問題を抱えているところとリンクして活動をする。その影響について、ほかのNGOと協力してワークショップを開く方針。待望の海上基地建設問題を訴えるつもりだ。同じような問題を抱えているところとリンクして活動をする。

3、砂川かおり(ネットワーク会員・琉大院生)26万円を手に入れたアメリカへ発つ

日本環境会議沖縄大会(昨年11月開催)会計残高約80万円を沖縄環境ネットワークに引き継ぎました。そこからの支出で、日本環境会議沖縄大会宣言をアピールするため、6月中旬アメリカで開催される国連NGO会議に沖縄環境ネットワークとして参加します。(上の新聞記事は、琉球新報97年5月29日、夕刊のもの)

4、「海・山・川を守る九州住民運動交流合宿」について

「入植する農民は一人もいない」と言われつつ、長崎諫早湾奥部 3550 ヘクタールを農地造成などの干拓事業で閉め切り、干潟の生態系を消滅させるとして公共事業のあり方が問われています。沖縄においても、高度経済成長期やバブル期の思想を引きずった計画でサンゴの海が埋め立てられ、売れない宅地や工業用地がつくられつつあります。

今回、長年埋立問題などに取組んできた諫早湾緊急救済事務局の山下弘文さん（日本湿地ネットワーク代表）とその仲間が沖縄で勉強会を開きます。これはよい機会なので、沖縄環境ネットワークでも協力することにしました。詳しいお知らせを以下にご紹介します。エクスカーション参加希望者、資料集レポート執筆希望者は、沖縄県公衆衛生協会(担当:藤井 Phone 945-2686 FAX 945-3973)に申し込んでください（編集部）。

海・山・川を守る九州住民運動交流合宿開催のお知らせ

まだまだ続く梅雨空のもと、皆さんいかにお過ごしでしょうか。

さて、お知らせがあります。来る7月12日（土）・13日（日）の2日間、沖縄にて「海・山・川を守る九州住民運動交流合宿」が開かれます。この合宿は日本湿地ネットワークや、九州・琉球湿地ネットワークなどのグループを中心とした NGO の交流合宿です。合宿では、諫早問題の報告や湿地保全運動の報告がなされる予定です。諫早湾や中海の干拓問題などのいってみれば地先海の問題は沖縄にとっても無関係ではありません。皆さんの積極的な参加をお願いします。

交流合宿まであと1ヵ月あまりと時間がないので、とりあえず開催のお知らせだけでも、ということで連絡さし上げます。

海・山・川を守る九州住民運動交流合宿 スケジュール

7月12日（土） 12:30 那覇空港集合
13:00～エクスカーション1
16:30～交流合宿集会
20:30～交流会

7月13日（日） 9:00～エクスカーション2
15:00 現地解散

エクスカーション 1

大山ターム（宜野湾市）～喜友名（ナツガ）（宜野湾市）～

普天間飛行場（佐喜真美術館から展望・宜野湾市）

交流合宿集会

- 16:30～ 地元の挨拶 海・山・川を守る九州地区交流集会からの挨拶
16:40～ 湿地保全運動の現状・諫早からの報告 山下弘文（日本
湿地ネットワーク代表 諫早湾緊急救済本部代表）
17:20～ 沖縄および各地からの報告
19:40～ 九州・琉球湿地ネットワーク事務局からの報告と討論
脇義重（九州・琉球湿地ネットワーク事務局長）
20:00～ エクスカーション地の説明と夕食
20:30～ 交流会

エクスカーション 2

中城湾海岸の状況見学（西原町の高台から）～与那原湾埋め立て工事
現場見学（与那原町）～漫湖干潟（那覇市・豊見城村）～与根干潟（豊
見城村）

九州・琉球湿地ネットワークからの報告概要

- 1) 経過報告（活動および会計）
- 2) 活動方針

湿地レポート作成について、諫早湾救済運動について、ラム
サール条約コスタリカ会議について、事務局体制について、
会員拡大について、次期会議開催について

宿泊場所

ぎのわんセミナーハウス（宜野湾市）

海・山・川を守る九州住民運動交流合宿資料集のためのレポート執筆の お願い

上記にありますように、7月12・13日の2日間、沖縄において「海・山・川を守る九州
住民運動交流合宿」が開かれます。沖縄サイドの受け入れグループでは、合宿の際にも利用で
きるような資料集の作成を考えています。

宿命的に土地の狭い沖縄では、新たな土地を生みだす動きは海へ海へと向かっています。大
規模な開発プロジェクトの名のもとに干潟やイノーといった地先の海がどんどん埋め立てら
れ、消失しています。今回の合宿では、そうした沖縄の湿地、干潟などの現状報告を行うこと
が、沖縄の実状にあっていると思っています。

そこで、湿地・干潟問題をふくめ水辺環境・水資源の問題に取り組んでいる個人・団体の方々、
これから団体をたちあげてやろうと案をねっている方などにレポートを書いていただき、それ
を資料集としてまとめ、当日用意したいと考えています。

諫早問題などに実際に取組んでおられる方々からいろいろと刺激的なお話を聞くことができる絶好の機会です。ギブアンドテイクの互助精神にのっとっての情報・話題提供、また自分たちの身の回りの水辺環境についてまとめるいい機会とすることもできます。ということで皆さんいろいろとお忙しいとは思いますが、ぜひレポートの執筆をお願いします。

◎沖縄合宿用資料のためのレポート執筆要項

1. 書式

ワープロ使用の場合

- ・用紙サイズ A4・行数40行・一行あたりの字数45字
- ・余白、上は3.5センチ、下と左右は3センチそれぞれとってください。

手書きの場合

- ・用紙サイズ、余白はワープロ使用と同じにしてください。そのほかはおまかせします。

2. 枚数

- ・本文 4～5枚 ・図、表はべつに2枚ぐらい。
- ・枚数は目安としてです。一枚であってもかまいません。ただしあまり多いのはちょっと。

3. 最低限必要な情報

- 1) 団体の場合 団体名称
個人の場合 個人の氏名
- 2) 団体の場合 会員人数
- 3) 連絡先
- 4) 活動内容

活動内容については、次の項目を入れてください。

- ①活動の対象地域 ②その地域の現状 ③その地域の抱える問題点
- ④活動の方向性 ⑤その他主張したいこと

4. 締め切り

6月30日

5. 原稿送付先

藤井晴彦

901-12 島尻郡大里村字大里 2013

(財) 沖縄公衆衛生協会

6. 交流合宿への出席について

レポートを書いてくださるだけでも、もちろん構いません。しかし、交流合宿では沖縄での現状報告を行う場を設けますので、その時にぜひ何らかの報告をしていただけたらと考えています。

交流合宿に参加するかどうか。また参加する場合には報告を行うかどうかについて改めて電話等で確認させていただけたらと思います。

コーラル問題・大里村のコーラル採掘問題

兼濱 昇

始めに、昨秋沖縄大学で開催された日本環境会議沖縄大会において、我が地域の問題であるコーラル採掘に関する報告をさせていただいたことに関係各位に感謝申し上げます。

さらに、その後地域においてコーラル採掘に関する現状報告会を持った際にも、環境会議で交流を持った方々に参加していただきそれぞれの地域の問題を報告していただくなかで報告会を盛り上げていただきました。重ねて感謝申し上げます。

また、宇井先生には大里の自然と環境を守る会の総会において“大里の水環境と循環”という題で貴重な講演をいただき感謝申し上げます。先生には、日本環境会議沖縄大会の準備会から今日に至るまで我々の活動を暖かく見守っていただき大変有り難く思っております。

さて、本題に入りまして、我が大里村のコーラル採掘問題とは、本島南部ではまれに見る緑豊かな東側の広陵地帯を某コーラル採掘業者が鉱業権を申請したことに始まります。平成元年1月の事です。

鉱業法24条に基づき鉱業権設定に関する地域の意見、行政上の関係機関の意見等がまとめられましたが、今その時を振り返るとき、地域からの意見を取るということは、鉱業権を設定するに当たって何が問題であるのかを総合事務局（国）が把握するためのものであったことがわかります。我々は無知であるが故にあまり危機感もなく、浅はかな反対しか出せませんでしたし、それは村当局もわかりでした。

平成元年当時を振り返ってみますと、鉱業

法24条によってだされた意見書を基に現地立会調査がなされています。その際の総合事務局資源課担当職員の高圧的態度が村担当者から報告されています。それは「君たちがいくら反対しても認可を降ろすのは我々だ」というものでした。

その現地立会調査も、大変ずさんなもので、その後我々が総合事務局資源課に抗議に言った際には、直接的に一番の利害関係のある養鶏場の主が誰であるのかも調べることがなく、後日コーラル採掘業者による文書偽造がなされることになったのです。（起訴猶予で不起訴処分となる）

平成7年2月8日、採掘業者に対して鉱業施業案が認可されました。

平成元年に鉱業権が設定されてから鉱業施業案の認可の日まで、村当局は採掘を前提とした公害防止協定の締結に応じず反対を続けておりました。

ところが、平成6年の末あたりの行政改革のあおりで公害防止協定の締結は必ずしも必要としないこととなり、村当局の反対は無力となってしまったのです。

そこで、採掘を阻止するための残された道として地域住民の力を結集するしかないとのことで、大里村の各組織を網羅した形で平成7年2月10日、「大里の自然と環境を守る会」が結成されたのです。

それからは、守る会を中心とした活動が始まりました。

2月21日に村民総決起大会を行い、2月24日には沖縄総合事務局へ施業案の撤回、コーラル採掘阻止の決議文を渡すという抗議

行動を行いました、その間、“鉱業法64条”に気がつく者がいました。

鉱業法64条とは、“墓地等施設、建物の地表、地下とも50メートル以内の場所においては、管理者の承諾を得なければ鉱物は掘採することはできない”との掘採の制限の法律です。

2月24日の沖縄総合事務局資源課課長とのやり取りの中で、この承諾書が提出されていることが明言されたことにより、コーラル業者の文書偽造が発覚することになりました。(鉱業法64条は現在に至るまで我々の活動のキーポイントとなっています)

3月に入りコーラル業者は工事の着工を始め、守る会は文書偽造で与那原署に告発することになりました。

その件に関して沖縄総合事務局は、琉球新報の取材に対して“文書偽造としても施業案認可は取り消さない”との見解を示し6月に入り、採掘業者は違法にも森林伐採を始め、守る会は約60名で沖縄総合事務局に抗議行動を起こす中で、またも通商部長が琉球新報の取材に対して“鉱業権設定の際、大里村から反対意見はなかった”とのコメントを出し、コーラル採掘業者は不法行為をエスカレートさせて行きました。守る会は、広報車による街頭活動を開始し、沖縄総合事務局の建物周辺を中心に採掘業者と癒着しているのではないかと厳しく糾弾する中で、担当課長が退職し、工事も止まることになりました。

7月に入り、沖縄総合事務局に施業案認可取り消しの不服審査請求し、8月には、与那原署が採掘業者を検察庁に送致しております。下旬には村民総決起大会をし、9月下旬には、通商産業大臣名で、施業案認可取り消しの不服審査請求が却下されてしまいました。

そこで、10月19日、施業案認可取り消

しを求めて、沖縄総合事務局長を相手に那覇地裁に提訴しました。

平成8年に入り、1月、2月と裁判があり、3月には、採掘業者の文書偽造の告発に対して“起訴猶予”処分の通知書が届きましたが採掘業者は工事を再開しております。

4月16日、施業案認可取り消しの裁判を取り下げることになりました。その理由は“鉱業法64条は施業案認可の必要案件ではなく、採掘を始めるに当たっての必要案件である”との見解が出され文書偽造された書類は関係ないということになったのです。

しかし、一番の理由は、村の顧問弁護士が鉱業権に対して疎く、対応できなくなったのが本音の所です。

新たに弁護士を求めると、真喜志氏の紹介で松永弁護士という若くて有能な挑戦的な弁護士との出会いがありました。

そこで分かったことは、鉱業権に関しての裁判では、採掘業者が採掘の妨害をされたということで裁判を起こしたケースはありますが、地域住民からの裁判例がないということでした。

4月下旬に、総合事務局資源課との話し合いを持つ中で5月には工事がストップしました。

7月には、採掘業者が森林伐採届けを提出したので、守る会では、県に文書公開を求めたところ同意書が非公開となり9月には異議申し立てをしました。その間8月の下旬に採掘業者が採掘工事を始めたので9月6日、採掘業者を与那原署に鉱業法64条違反で告発をしました。このころから日本環境会議沖縄大会の準備が始まり、近隣市町村の採掘現場の調査をし、11月23日に発表させていただきました。

平成9年1月17日、コーラル採掘差指し

止め請求を那覇地裁に提訴しました。又、同時に沖縄総合事務局資源課に対して採掘業者に鉱業法を守らせるよう申し入れをしました。

3月10日、裁判支援集会を行い、真喜志氏、吉嶺氏、安里さん、照屋氏、崎浜氏ら他数名の環境会議で交流のあった方々にも参加していただき盛り上げていただきました。

これまでに3回の裁判が終わり、今回は7月15日、午前10時となっております。6月2日、異議申し立てをしていた同意書の一部が公開になり新たな事実が判明しました。それは、我々の裁判の当事者のM氏の取引のある金融機関（採掘業者の採掘予定地はこの金融機関が抵当権を持っている）が森林伐採に同意していることであります。確認したところ覚えがないとのことと新たな文書偽造が発覚しそうです。大里のこのコーラル採掘問題の結論を申しますと、鉱業権という公的資源の確保のためという大義名分を利用した開発であり、その利権に群がる私利私欲に囚われた者たちが起こす環境破壊であります。

ここまでは、これまでの経過と事実の中から見えたことを述べて来ましたが、なぜここを守るのかと申しますと、この場所は本島南部有数の緑の豊富な場所で、動植物も豊かで、また、大里城址や大城城址に囲まれ古くからの集落があり、遺跡等もある場所で、大里村のシンボルとも言える地域であります。さらに、この山を源として4つの川が発生しており水資源が豊かで、この水を利用した養鶏や農業が盛んに行われております。このような場所が、採掘されることは、残された場所のコーラルの崩壊、またコーラルは水瓶にも譬えられるものでありますが、それを破壊することによる水資源の変化、枯渇等による養鶏、農業に対する影響が考えられます。

守る会では、それらの問題点をしっかり地域住民に訴え、新たに、人格権に基ずく第2次訴訟を起こす準備中であります。

また、採掘現場内の一部の土地の一坪買い上げ運動も展開する予定であります。

沖縄環境ネットワークの皆様には、今後ともご支援よろしくお願い致します。

参考資料

鉱業法 64 条（採掘の制限）の基本通達

- 102 「墓地」とは、単独の個人墓地たると共同墓地たるとを問わず、すべての墓地をいうものとする。ただし、墓地、埋葬等に関する法律第10条の許可を受けたものおよび同法第26条の規定により許可を受けたものとみなされるもの以外の墓地については、その環境、施設、規模、集団性等よりみて、墓地として保護する必要がないものもあるので、本条の「墓地」に該当するか否かについては適宜判断するものとする。
- 104 「建物」については、その建物の管理権もしくは所有権の帰属いかんまたは公共の用に供されていると否にかかわらず、適用されるものとする。
- 105 「地表地下とも50メートル以内の場所」とは、当該施設を中心として地表において半径50メートルの円形をなし、地下においても半径50メートルの半球形をなす範囲の土地を意味する。
- 106 本条の承諾は、同条に規定する施設等の設置と鉱業権の設定または鉱区の増加の前後にかかわらず、現にこれらのものが設置してある場所において鉱物の掘採する場合には、受けなければならないものとする。

1、沖縄環境ネットワーク関連

以下の記事は、沖縄環境ネットワークが発足したときのものです（編集部）。

会員参加を呼び掛け

宇井沖大教授会見 26日、淡路立大教授講演

環境ネットワーク旗揚げへ

「通信」創刊号を発行



「運動をやりやすくするための助け合いが目的」と発足の趣旨を説明する宇井純沖大教授（左）

昨年十一月に開催された日本環境会議沖縄大会の大会宣言で創設が決まった「沖縄環境ネットワーク」が四月から始動し、十五日付で「通信」の創刊号が発行された。十七日、宇井純沖大教授が県庁で記者会見し、同ネットワークの発足を報告、会員の参加を呼び掛けた。同ネットワークは会員制で環境の維持可能な発展の裏現を目指し、国内外の環境NGOとの草の根交流を推進する。情報提供などのサービス活動を通じて構成メンバー・団体の活動をバックアップする。

「通信」を年間四回以上、淡路剛久立大教授を招いて発行し、二カ月に一回勉強会を開き、この第一回の勉強会をネットワークの旗揚げとする。宇井教授は「沖縄の民間の運動は活動が、縦割りの組織が多い。このような不定型な組織は初めてではないが、構成メンバー・団体の意見の食い違いを前提としており、統一方針は持たない」と語り、「大きな組織は行政をどう動かすか、ごく当たり前の範囲で行政への働きかけもやっていく」と説明した。

環境会議沖縄大会の発行委員会（池原貞雄実行委員長、宇井純事務局長）を母体に世話人会を組織、活動方針を検討してきた。四月

中に会費が百人程度になる見込みで、財政を安定させるために会員三百人を目標としている。第一回勉強会は二十六日午後一時から始大で、年会費は個人が三万円、団体が一万円。問い合わせは098(854)2662へ。

琉球新報 1997年4月19日朝刊

沖縄環境ネットが始動

26日、沖大で第1回勉強会

環境

環境会議の第一回勉強会を皮切りに、本格的な活動を開始する。同ネットワークは昨年十一月開かれた日本環境会議から、環境保全こそ沖縄の今、世帯の一人では沖大教授

後の発展の基礎になる」との宇井さんは「主に情報なし、実行委員会のメンバー・ビジネスなどが活動の主体。だが会費定めに向けて準備を進め、草の根の食い違いなどを当然視してきた。会費は現在、二としながら、延滞な活動に団体三千人で、世話人は宇井純沖大教授、池原貞雄実行委員長、宇井純事務局長、大々教授ら十人。今後、今年六月の国連総会にNGO団体として会費を派遣する予定。一回勉強会を開く。第一回勉強会のテーマは「環境の問い合わせは、電話098(854)2662、沖基本条例」。日本環境会議8(854)2662、沖議長の淡路剛久立大教授、沖大が地域研究所内・宇井が、条例制定の経過や地域住民の参加の可能性について講演する。

沖縄タイムス 1997年4月21日朝刊

以下の記事は、沖縄環境ネットワークが第1回勉強会を行なったときのものです（編集部）。

沖縄タイムス 1997年4月27日朝刊

条例制定に住民参加を

沖縄環境ネットワーク

淡路教授、自治体に提言

沖縄環境ネットワークの第1回勉強会が二十六日、那覇市の沖縄大学で開かれた。同大の土曜講座の一環で、約百人が参加。立教大学の淡路剛久教授が講演した。テーマは「環境基本条例の考え方」。県内にはまだ同条例が制定されていないため、同ネットワークが全国の状況を把握するため開催。淡路教授は「環境問題は、公害を取り巻く形で自然、生活、地球環境へと広がっている」と多面性と多層性を説明。明治時代から現代までの環境問題や政策について順を追って紹介した。



日本では一九六七年に公害対策基本法、七二年に自然環境保全法を制定。二十年後の九二年に環境基本法ができた。「環境基本法で自治体にも条例がつくられるようになったが、それは国の焼き直しになっている」と指摘。「国の法律が十分でない場合は、独自の施策を施行したい」という自治体の意思と、住民のバックアップがあれば、条例で国の法律を補うことができる」と述べた。

中土曜講座の一環として開かれた沖縄環境ネットワーク第1回勉強会。内内は淡路教授（那覇市・中土）

琉球新報 1997年4月27日朝刊

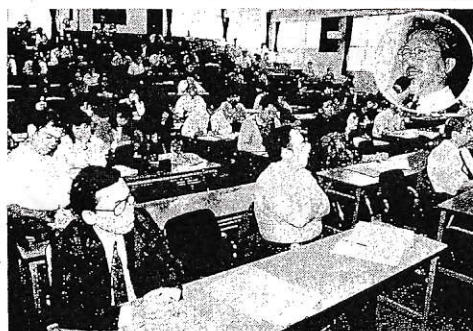
中土曜講座

自然継承する視点を

環境基本条例を考える講演会

淡路氏 環境権の規定を強調

沖縄大学と沖縄環境ネットワークは二十六日午後、同大で土曜講座の一環として「環境基本条例の考え方」と題する講演会を開催した。講師は淡路剛久教授。講演は「環境基本法制定を導いている環境基本法について住民側が議論しよう」と題された。講演では日本環境会議事務局長の淡路剛久教授が「条例には将来世代に自然環境を継承するという理念と住民参加を認める環境権を規定することが必要だ」と指摘した。会場には主婦、大学生、条例制定を担当する県職員も訪れ、活発な議論が展開された。



環境基本条例について考えた講演会。内内は淡路教授。二十六日午後、沖縄大学

人身に深刻な被害が出た。発行所にも環境破壊が終りし（〇〇年代は事業者に生じ、八〇年代はアメニティによる公害だけでなく、開（環境の公益性）の要

求にまで広がった。九〇年代から現在は地球規模で環境問題を認識する時代に入っている」と講演問題の歴史を説明した。こうした中で法律も公害基本法（六七年制

て、これまでの環境施策の総括の大切な要素を説き、一条例に環境権を含めた理念を定めていくと規定するのが考え、住民が参加できるようにしなければならぬ」と強調した。

「環境基本計画には数値目標と他の計画との整合性が定められていない。だが沖縄の環境問題に関心の高い個人や団体の参加を促すので、条例ではきちんと定めていく必要がある」と呼び掛けている。世話人の一人、中土の宇井純教授は「関心があれば、個人でも団体でも参加でき、対等な立場で話し合う場を設けたい」と会の設立趣意を語った。

同会への問い合わせは、電話098（8554）269。中土地域研究所・宇井純研究室。

2、「沖縄・山ばる・海」関連記事

前号、ご紹介した沖縄環境ネットワーク参加団体の「沖縄・山ばる・海」からの提起です。会員の皆様のご意見もお待ちしております（編集部）。

琉球新報 1997年4月22日朝刊

論壇

県の自然環境保全審議会は、三月二十八日、県の実施した調査の報告に基づき、今回、やんばる第八次鳥獣保護事業計画について答申を行った。この事業計画の中には、沖縄本島北部地域の鳥獣保護区の拡大、金武町徳富川流域での鳥獣保護区の新設設定の方針も盛り込まれている。



清水 一郎

やんばるの野生鳥獣を、含む自然環境の保護施策を講じていくにあたり、最も重要なことは、自然保護行政と地元との相互の理解である。私は、研究者から強く指摘されてきたもの、野生鳥獣を保護してい

くための一手法として、鳥獣保護区と特別保護地区の設定（指定）がある。確かに、厳格に保護していかなければならない所については、これらの設

定（指定）も必要である。主張やマスコミ報道のよう論争を再燃させること

は、やんばるの森林を守ったのも地元の方で、この生活に対する理解と自然を守ってこられたことに感謝の気持ちを込めて、また、地元の方々は、世界的に貴重な野生生物と共有して、人間と自然とが共存できる形で施策が講じられていかなければならない。自然保護行政と

米軍が伊勢島鳥獣保護区と特別保護地区を指定し、その経済的価値に影響が及ぶ恐れもある。もし、自然保護のみを強いるのではなく、地元の人たちは、昔から有（古有）する土地であるが、これを自由に使用できなくなる。また、その土地の価格が下がるなど、区と全く同じ構図となつて

が繰り返されてきた。自然保護行政と

自然保護に必要は相互理解

3月19日付社説にこたえて

（沖縄・山ばる・海 吉嶺全二）

琉球新報 1997年6月2日朝刊

雑談室

○五月三十一日に開かれた沖縄弁護士会の新設興振費パーティーで来賓あいさつに立つた大田豊秀知事。司法関係者や前に、基地問題、環境問題で風当たりの強まっています。この

「ことあるうちに被告に

○「植民地警察官を殺した。特、県内の環境保護運動グループが起した住民訴訟で被告にされたことがいって不愉快なようだ。

○「スーパースの途中から一申しにいくこと



催し物案内

詳しい日時、場所、内容などは、それぞれの問い合わせ先に、必ずご確認ください。変更される可能性があります。

「奥間川に親しむ会」

6月19日(火) 19時から

問い合わせ先 098-854-2962

「沖縄・山ばる・海」勉強会

7月10日(木) 19時から

問い合わせ先 098-863-7111

会員募集

沖縄環境ネットワークは会員制です。

年会費・個人 3,000円

・団体 10,000円

郵便振込

(口座番号) 02010-9-20132

(加入者名) 沖縄環境ネットワーク

次号から、この「通信」は会員のみ送らせていただきます。これまで毎回約600部を発送してきましたが、郵送料が負担となっています。欲しくもないのに送り付けてくれた方、ご容赦。これで最後です。現在会員数は約100名。引き続き会員募集を行なっています。「通信」は段々しっかりしたものになっていきます。

投稿募集

「沖縄環境ネットワークに期待すること」という連載では、投稿を募集しています。また、地域で取り組んでいる活動、広めたい情報、意見など、会員の声もお寄せください。催し物情報もお待ちしています。

編集後記

◎私はこの度沖縄を離れる事になりました。沖縄へは沖縄大学の学生として(きちんと卒業したよ!)やってきて、宇井先生に出会い、沖縄の環境問題とほんの少しですが関わるようになり、もう早6年4ヶ月になりました。

ですが沖縄の環境はその6年前よりも悪化していているというのが現状でありましょう。赤土問題、林道問題、畜舎排水問題等々、どれを取っても目覚ましい進歩はありませんでした。しかし、だからといってあきらめるのではなく、それでも沖縄の自然を想い、活動する皆さんがいなければ、沖縄はもっと荒廃した、荒んだ所になっていたでしょう。私も、ほんの少しではありますが、沖縄を離れる前に、最後の仕事としてこの通信の編集を通じて、皆さんのお手伝いをする事が出来たことを大変光栄に思っております。そして何よりも、皆さんの環境に対する「想い」を間近に感じる事ができたのは、本当に幸せでした。沖縄の環境を守る闘いは、まだまだ続きます。私も微力ではありますが、沖縄を離れても、「沖縄環境ネットワーク」の会員としてずっと沖縄のこの問題に関っていこうと思っています。そしてそれが、この事に少しでも関わったものの義務であると思っています。

長い間、大変お世話になりました。(廣瀬)
◎この通信の名称(おきなわ環境ネット)の決定はまだ行なっておりません。次号に譲ります。

突然の「通信」発行決定で、パタパタと慌てふためきながらの編集作業でした。原稿の提出は、テキストファイル形式で、お願いできると編集作業をするにあたって、とても助かります。(高橋)

沖縄環境ネットワーク 通信・第2号

おきなわ環境ネット(仮称)

1997年6月9日発行

発行・〒902那覇市国場555番地

沖縄大学地域研究所

沖縄環境ネットワーク

TEL・FAX 098-854-2962

(宇井研究室)

発行人 宇井純

編集人 真喜志好一・後藤哲志・廣瀬哲雄
・高橋宏明